

## 用語 解説

### ※1 基幹航路

北米・アジア・欧州の3極を貨物を積み替えることなく直接結ぶ航路。  
⇨近海航路（主に日本とアジアの港湾間を結ぶ航路。）

### ※2 名古屋港緊急対策

平成20年秋以降の世界同時不況により、名古屋港の貨物量が大幅に減少したことに對して、名古屋港管理組合が平成21年から行っている施策（平成21年7月現在）。利用者相談専用窓口を設け利用者の状況把握を行いつつ、大型コンテナ船に対する入港料減免の拡大、内航船のガントリークレーンの使用料の減免、国内ポートセールスの強化を行っている。

### ※3 スーパー中樞港湾

官民が連携して港湾の重点投資や機能強化を進め、アジア主要港に對抗できる国際拠点港を育てるプロジェクト。国が平成16年、京浜港（東京港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港・四日市港）、阪神港（大阪港・神戸港）の3港湾を指定した。港湾のコストを3割引き下げるほか、リードタイムを1日程度にするのが目標。

### ※4 ロジスティクスハブ

中樞的・中核的な国際コンテナ埠頭に隣接する地区において、流通加工機能等の高度な物流サービスを提供すること及びそのゾーン。名古屋港は、産業ハブ港として中部のものづくり産業を支えるため、ロジスティクスハブの形成に力を注いでいる。

### ※5 次世代高規格コンテナターミナル

アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、官民一体でハード・ソフト連携した施策を先導的・実験的に展開するターミナルのこと。

### ※6 TEU (Twenty-Foot Equivalent Units)

20フィートコンテナ換算のコンテナ取り扱い個数の単位。40フィートコンテナの場合は、1個を2TEUで換算する。

### ※7 在来貨物

コンテナ貨物以外の一般貨物のこと。

### ※8 コンテナ船定期航路

週毎、月毎など一定の期間毎に、コンテナ船の運航が行われる航路のこと。

### ※9 インセンティブ制度

港湾施設利用促進のため、新規コンテナ航路開設船、日曜荷役船、荷役日前日入港船、4万総トン以上の船舶、6万総トン以上のフルコンテナ船に係る入港料や使用料の減額等の制度のことである。（コンテナ船入港料は、名古屋港緊急対策の一環として平成21年4月1日より4万総トン以上の船舶に減額対象を拡大している。）

### ※10 国際水平分業

複数の国において、それぞれ工業製品を生産して相互に貿易を行うこと。例えば、自動車を生産する場合、A国がある部品を製造し、B国ではA国とは異なった部品を製造して、相互に補完しあうような分業体制をいう。一方、途上国と先進国の間で原材料と工業製品を輸出入するような加工段階に応じた分業体制を国際垂直分業という。

## ※11 臨港道路

港湾において、埠頭内や埠頭間の交通を確保し、主要道路と連絡して貨物、車両の移動の円滑化を図る道路のこと。港湾施設の一つで、道路法上はその他道路に位置づけられているが、港湾関係者だけでなく一般車も通行可能である。

## ※12 産業ハブ地域

産業のハブ（中枢）となる地域のこと。本文では、世界的なものづくりの中核圏域である中部地域を指す。

## ※13 第2次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題を受けて、平成14年3月に策定された本組合における温室効果ガスの削減目標や取組を定めた法定計画のこと（第2次計画期間は、平成19～23年度までの5年間）。

## ※14 臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区のこと。

## ※15 港湾区域

港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事によって港湾管理者の権限のおよぶ範囲として認可された水域のこと。

## ※16 静脈物流

製品の製造・流通過程で生じる従来の物流（動脈物流）とは逆に、生産過程や消費活動から排出される廃棄物を回収・再資源化するための物流。製品の製造から再資源化までの循環を人の血流にたとえた表現。

## ※17 耐震強化岸壁

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送を確保するために、通常のものより耐震性を強化して建設される岸壁。被災直後だけでなく、その後の人々の生活や産業活動の復旧にも重要な役割を持つ。名古屋港では、現在、飛島ふ頭南側、鍋田ふ頭、潮凧ふ頭、大江ふ頭に合わせて6バースが整備されている。

## ※18 SOLAS条約

海上における人命の安全のための国際条約（The International Convention for the Safety of Life at Sea）。タイタニック号の海難事故を契機に、1914年に締結された。それまで各国が各々の国内法により規定していた船舶の安全性確保等を取り決めたもので、時代に即して幾度か改正が図られている。直近の改正は、2001年の米国同時多発テロを契機とした2002年12月の改正で、船舶及び港湾施設の設備や保安体制等の強化義務が盛り込まれ（2004年7月発効）、日本では「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が2004年7月に施行された。

## ※19 海岸保全施設

海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、消波目的の砂浜、その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設のこと。

## ※20 特定国際コンテナ埠頭

港湾法上の次世代高規格コンテナターミナルの名称。

## ※21 認定運営者

特定国際コンテナ埠頭を運営しようとするもので、国土交通大臣の同意を得たもの。

## ※22 港湾計画

港湾法第3条の3に位置づけられた「港湾の開発・利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」のこと。港湾の開発、利用及び保全等の方針、目標年次における港湾の能力（取扱可能な貨物量等）とそれに対応する港湾施設の規模と配置、港湾の環境の整備と保全等を定めた港湾整備のマスタープラン。

## ※23 日本港湾経済学会中部部会

中部地区の港湾に関する諸問題を中心とする調査研究を行い、港湾の合理的発展に寄与することを目的に昭和46年設置された部会のこと。

## ※24 貿易港湾問題研究会

名古屋港を中心とする貿易・港湾に関する諸問題を調査研究し、名古屋港の発展に資することを目的に昭和55年設置された研究会のこと。

## ※25 国際物流総合展

2年に一度、国内外のロジスティクス・物流に関する企業約400社が出展するアジア最大規模の物流機器・システムの専門展示会のこと。

## ※26 名古屋港産業情報ネットワーク会議

名古屋港という地域共有の経営資源の戦略的な活用による多様な産業展開方策の研究、委員相互の情報交換を進めることにより地域活性化の実現を目指す目的で、平成15年、自治体、国の地方機関及び経済界を構成員として設置された会議のこと。

## ※27 みなと振興交付金

知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するための国土交通省港湾局による交付金事業のこと。

## ※28 モノづくり文化交流拠点

“モノづくり文化”を発信・継承するため、「産業技術」をテーマとして人々が交流する拠点の創出を名古屋港金城ふ頭において計画している名古屋市の構想のこと。

## ※29 環境マネジメントシステム(EMS)

Environmental Management System（環境マネジメントシステム）の略称。組織を取り巻く様々な環境問題に取り組むため、PDCAサイクルを繰り返し回すことにより、環境への影響を継続的に改善していくシステムのこと。

## ※30 分区

港湾の秩序ある開発や港湾機能を十分に発揮させ、港湾における諸活動を円滑に行わせるために、臨港地区を機能別に分けた区域のこと。

### ※31 港湾隣接地域

港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持、保全し、港湾機能を十分発揮させるため、港湾区域に隣接する背後地において、港湾法に基づき港湾管理者が指定した地域のこと。

### ※32 名古屋港保安委員会

官民一体となった連携による名古屋港の水際危機管理（保安の向上、出入管理の強化など）を目的とした委員会。事務局は名古屋港管理組合。

### ※33 制限区域

改正 SOLAS 条約に対応するため、国際埠頭施設のうち物理的障壁で区画された区域のこと。

### ※34 海岸保全区域

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域のこと。





名古屋港管理組合 企画調整室 政策推進担当

〒455-0032 名古屋市港区入船1-8-21

TEL 052-654-7932

FAX 052-654-7997

E-mail [seisakusuishin@union.nagoyako.lg.jp](mailto:seisakusuishin@union.nagoyako.lg.jp)